

京都市条例の読点の表記を改める条例（令和4年6月14日京都市条例第 1 号）（総合企画局情報化推進室）

国の公用文作成に当たっての読点の見直しと、社会一般の文書における読点の表記の実態に鑑みて、本市の条例の読点として表記する「,」（コンマ）を「.」（点）に改めることとしました。

#### 1 読点の表記の改正

- (1) この条例の施行の際現に効力を有する条例
- (2) この条例の施行の際現に公布されている条例のうち、いまだ効力を有しない条例
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める条例

#### 2 委任

この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

#### 3 施行日

- (1) 令和4年7月1日から施行することとしました。
- (2) 上記1(3)の規定は、市規則で定める日から施行します。

京都市条例の読点の表記を改める条例を公布する。

令和4年6月14日

京都市長 門川大作

京都市条例第 1 号

京都市条例の読点の表記を改める条例

(読点の表記の改正)

第1条 次に掲げる本市の条例において、読点として表記する「,」を「、」に改める。

- (1) この条例の施行の際現に効力を有する条例
- (2) この条例の施行の際現に公布されている条例のうち、いまだ効力を有しない条例
- (3) 前2号に掲げるもののほか、別に定める条例

(委任)

第2条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。ただし、第1条第3号の規定は、市規則で定める日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)